

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
「令和5年度～令和7年度エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）（国
庫債務負担行為に係るもの）」に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」とい
う。）に基づく民間競争入札を行った「令和5年度～令和7年度エネルギー消費統計に係る調査実施等
事業（エネルギー消費統計調査）（国庫債務負担行為に係るもの）」については、以下のとおり契約を締
結しました。

記

1 契約の相手方の名称、住所、代表者の氏名
東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号
株式会社サーベイリサーチセンター
代表取締役 藤澤 士朗

2 契約金額
1,367,474,394円（税込）

3 総合評価点：160.933点
※総合評価点＝技術点（200点）＋価格点（100点）

4 契約者決定の経緯及び理由

「令和5年度～令和7年度エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）
（国庫債務負担行為に係るもの）」に関する民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づ
き、入札参加者（1者）から提出された提案書について、外部有識者等において審査した結果、評価基
準を満たしていた。

入札価格については、令和5年8月30日に開札したところ、予定価格の範囲内であったことから上
記の者が落札予定事業者となった。

また、落札予定事業者については、運用要領に基づき、法第10条第4項及び第6号から第9号まで
のいずれかに該当する事由があるとは認められなかったことから、落札事業者と決定し、令和5年10
月2日に契約締結となった。

5 委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 委託業務の内容

委託業務は、「エネルギー消費統計調査」（一般統計調査）における調査名簿の作成、調査関係書類の印刷、事前案内等、調査関係書類の発送、問い合わせ対応、調査票受付・画像化処理、データ入力、督促、審査・疑義照会、データ修正、名簿整備及び作業報告書作成等の調査実施に係る業務である。

なお、各業務について、適切かつ確実にを行う工夫を求める。また、以下の注意事項を踏まえて実務を行うこと。

【エネルギー消費統計調査実施に当たっての注意事項】

- ・ 調査の実施に当たっては「エネルギー消費統計調査事務局」を設置する。
- ・ 調査の実施に当たり、調査票の回収率向上のための提案を行い、資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室の担当職員（以下「担当職員」という。）の了承を得て実施する。
- ・ 調査に当たっては、調査客体に対し次年度の送付先指定の要望に対応する等、次回以降の調査も協力を得られるよう十分配慮して、調査を実施する。
- ・ 調査実施の各工程において、担当職員から立ち会いの要請があった場合は、それに応じる。
- ・ 調査実施の各工程スケジュールについて、必要に応じて担当職員と調整する。
- ・ 白票や誤記入を極力減らす努力をし、集計に必要な情報を得る。
- ・ 納入物に記録するソフトウェア等については、事前に担当職員の許可を得る。
- ・ 実施要項に記述のない事項で疑義が発生した場合は、双方で誠意を持って協議の上決定する。
- ・ 本業務を実施するに当たっては、委託契約書に記載の内容のほか、統計法上の義務（調査票情報等の適正な管理、調査票情報等の利用制限、守秘義務）や罰則が適用されることに留意し、調査票情報の使用、保管、処分等に当たって、紛失、漏えい等が生じないよう善良なる管理者の注意をもって、調査票情報等の適正な管理を行うこと。適正な管理の例を参考に既存の社内規定に照らして不足する部分がある場合には適宜措置を講じること。また、委託業務が完了した後でも納入物の引き渡し後1年間は、納入物に瑕疵があることが発見された場合には瑕疵を補修すること。
- ・ エネルギー消費統計調査の各作業について、作業方針、作業フロー及び作業体制を明確にすること。
- ・ 作業体制については、作業担当の責任者及び担当者の連絡先を明確にすること。
- ・ 各項目に記載されている件数、時期等は、令和4年9月30日時点の令和3年度調査実績又は想定の数であるが、実査においては想定にこだわらず、実績と同等又はそれ以上の件数について作業を行うこと。

(2) 業務実施に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。

なお、資源エネルギー庁では、調査の質の確保のため、実査中は、1週間ごとに提出される問い合わせ状況及び日々の提出状況等の報告書を確認する。

① スケジュールの順守

本業務の実施に当たり、資源エネルギー庁と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。工程に異常が生じる可能性がある場合は、速やかに報告すること。

- ② 各種業務マニュアル（特に問い合わせ対応マニュアル及び督促マニュアル）に基づく適切な対応調査対象事業者からの照会や調査票への疑義照会については、業務マニュアルの沿ってきめ細やかな対応をすること。また、照会によって知り得た情報はマニュアルに反映し、調査対象事業者にはスピード感と節度を持って、真摯に対応すること。

なお、照会等を受けて業務の質の確保や回収率の改善に向けた対応が必要な場合は、速やかに改善策の作成を行い、資源エネルギー庁の承認を得た上で実施すること。

- ③ 目標回収率

提出期日までの調査票回収率は、令和3年度実績値を基に45%以上を目標とし、最終的な回収率は過去最高水準の72%以上を目標とする。

(3) 情報セキュリティに関する事項

- ① 情報管理体制

- ・ 本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、担当課室に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当課室の同意を得る。また、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載する。

なお、資源エネルギー庁との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を情報取扱者とししない。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として本事業で収集、整理、作成等した一切の情報が、担当課室が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいしないことを保証する履行体制を有する。担当課室が個別に承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいしないことを保証する履行体制を有する。

- ・ 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしない。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。
- ・ 上記の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得る。

- ② 履行完了後の情報の取扱い

国から提供を受けた資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従う。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管する。

- ③ その他セキュリティ管理に関する注意事項

- ・ 本事業における再委託先等も含め、セキュリティ管理体制を明確にすること。
- ・ 本調査では、企業経営に関する重要な情報を含む調査となっていることから、調査対象名簿、調査票及び電子データ（リストに印刷したものを含む。）の取扱いについては、情報の漏洩等が発生しないよう、細心の注意を払う必要がある。そのため、受託事業者においては、プライバシーマ

ク、I S O認可等を取得していることが重要であり、直接的な業務あるいはシステム面等を再委託する場合には、これらの再委託先についても取得が望ましい。

なお、受託事業者においては、セキュリティマニュアルを作成し、調査情報の運用管理（再委託先等における運用管理の監督を含む。）を行う。また、作成したセキュリティマニュアル（既に作成してあるものを含む。）は、担当職員に契約日から1か月以内に提出するとともに、最終納品物に含めること。

- ・ 上記を適正に管理するに当たっては、適正な管理の例を示すので、参照のうえ適宜措置を講じること。

（4）業務の引継ぎ

① 現行の受託事業者からの引継ぎ

資源エネルギー庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の受託事業者及び次回の受託事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった受託事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の受託事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。特に調査名簿の作成業務については、本調査の基となる部分であり、調査名簿作成での住所正規化情報、ビルテナント情報、本社・支社情報等を付加する作業や層別抽出作業等を行うため、引き継いだ業務マニュアルや作業工程表を熟読し、不明な点は事前に確認するなど、業務内容の理解に努めること。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の受託事業者の負担となる。

② 期間満了の際の引継ぎ

資源エネルギー庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の受託事業者及び次回の受託事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い現行の受託事業者が変更となる場合には、本業務を受注した受託事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の受託事業者に対し引継ぎを行うものとする。特に調査名簿の作成業務については、業務マニュアルや作業工程表を整備し、次回の受託事業者に引継ぎを行うこと。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の受託事業者の負担となる。

- ##### ③ 本業務に関し作成されたマニュアル類等の著作物（以下「本件著作物」という。）の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、全て資源エネルギー庁に帰属し、許可無く、他に複製・公表・貸与・使用してはならない。また、本件著作物について、作成した受託事業者は資源エネルギー庁に対し著作人格権を行使しない。

6 実施期間

委託契約締結日から令和8年9月30日（令和5年度調査から令和7年度調査）までとする。

7 受託事業者が本業務を実施するのに当たり、資源エネルギー庁に対して報告すべき事項、秘密を適正の取り扱うために必要な措置等

（1）報告について

受託事業者は、各工程の作業方針、調査票提出状況、電話督促状況、疑義照会状況及び問い合わせ・苦情対応状況について、資源エネルギー庁に報告するとともに、必要に応じて資源エネルギー庁から求められた場合にも同様に報告すること。また、資源エネルギー庁は、報告を受け、業務の適性かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、受託事業者との情報交換の場を設けるものとする。

(2) 調査について

資源エネルギー庁は、受託事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や受託事業者(事務局)への訪問(適宜)、調査票の不正記入等の確認(適宜)、前年の実施状況との比較(週1回)によるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受託事業者に対し、必要な報告を求め、又は受託事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入検査をする資源エネルギー庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受託事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

資源エネルギー庁は、受託事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、受託事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、受託事業者は、改善策の作成に当たり、資源エネルギー庁に対して助言、協力を求めることができる。

(4) 秘密の保持

受託事業者は、本業務に関して資源エネルギー庁が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託事業者若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

8 契約に基づき受託事業者が講ずべき措置等

(1) 業務の開始及び中止

- ① 受託事業者は、契約締結日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- ② 受託事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、資源エネルギー庁の承認を受けなければならない。

(2) 公正な取扱い

- ① 受託事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を合理的な理由なく区別してはならない。

② 受託事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

(3) 金品等の授受の禁止

受託事業者は、本業務（再委託先等との契約締結行為は除く。）において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

(4) 宣伝行為の禁止

① 受託事業者及び本業務に従事する者は、「資源エネルギー庁」や「エネルギー消費統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務がエネルギー消費統計調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

② 受託事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

(5) 事業の同時実施の禁止

受託事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

(6) 記録・帳簿書類

受託事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

(7) 権利の譲渡の禁止

受託事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(8) 権利義務の帰属

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受託事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

(9) 実施状況の公表

受託事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、資源エネルギー庁の承認を受けなければならない。

(10) 再委託

① 受託事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

② 受託事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の

範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。

- ③ 受託事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で資源エネルギー庁の承認を受けなければならない。
- ④ 受託事業者は、上記②又は③により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 再委託先は、上記の秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、事業の同時実施の禁止及び権利義務の帰属等については受託事業者と同様の義務を負うものとする。
- ⑥ 再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託事業者が責任を負うものとする。
- ⑦ 受託事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

(1 1) 契約内容の変更

受託事業者及び資源エネルギー庁は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

(1 2) 契約の解除等

資源エネルギー庁は、受託事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができることとする。

- ① 法第22条第1項第1号イからチまで又は同項第2号に該当するとき
- ② 暴力団員を、業務を統括する者又は従業者としていることが明らかになったとき
- ③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき
- ④ 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき
- ⑤ 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき
- ⑥ 上記の定めるもののほか、受託事業者が本契約の規定に違反したとき

(1 3) 契約解除時の取扱い

資源エネルギー庁は、上記(1 2)により契約を解除したときは受託事業者に対して委託金その他これまでに履行した委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わないこととする。

(1 4) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託事業者と資源エネルギー庁とが協議するものとする。

9 本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託事業者が負うべき責任に関する事項

本契約を履行するに当たり、受託事業者等本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 受託事業者に対する求償

資源エネルギー庁が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、資源エネルギー庁は受託事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について資源エネルギー庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、資源エネルギー庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 資源エネルギー庁に対する求償

受託事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について資源エネルギー庁の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受託事業者は資源エネルギー庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) その他

- ① 受託事業者が本契約に違反したことによって、又は受託事業者若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって資源エネルギー庁に損害を与えたときは、受託事業者は、資源エネルギー庁に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- ② 受託事業者は、受託事業者の責に帰すべき事由により、実施要項に定める業務を履行できないときは、遅延賠償金として遅延日数1日につき契約金額の1000分の1に相当する金額を資源エネルギー庁の指定する期間内に納付しなければならない。また、上記8(12)契約の解除等の規定により、資源エネルギー庁が契約を解除したとき、受託事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を資源エネルギー庁に納付しなければならない。

10 本業務の実施体制及び実施方法の概要

各担当業務における管理責任者及び業務担当者等に、同種・類似業務経験者や統計及び社会調査に関する資格保有者を配置し、「エネルギー消費統計調査」(一般統計調査)における調査名簿の作成、調査関係書類の印刷、事前案内等、調査関係書類の発送、問い合わせ対応、調査票受付・画像化処理、データ入力、督促、審査・疑義照会、データ修正、名簿整備及び作業報告書作成等の調査実施に係る業務を実施する。